

公立大学法人広島市立大学学外長期研修規程

平成24年3月26日

規 程 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学職員就業規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第2号）第42条第4項の規定に基づき、本学職員の教育及び研究等の能力の向上を図るため、一定期間の教育及び大学運営に関する職務を軽減することにより研究、プロジェクト又は社会貢献等に専念する機会を与える学外長期研修に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 学外長期研修を行うことができる者は、本学に常時勤務する教授、准教授又は講師であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 原則として、学外長期研修を申請する年度の末日において、本学に常時勤務する教授、准教授、講師又は助教として、連続して7年以上在籍していること。
- (2) 教育、研究、大学運営又は社会貢献において顕著な業績をあげていること。
- (3) 学外長期研修を終了後、3年以上本学において勤務する予定であること。
- (4) 担当授業等、教育及び大学運営に支障が生じないよう調整することができること。

2 前項の規定にかかわらず、既に学外長期研修又は公立大学法人広島市立大学学内長期研修規程（平成24年公立大学法人広島市立大学規程第1号）に規定する学内長期研修（以下「学内長期研修」という。）を行ったことがある者については、直近の学外長期研修及び学内長期研修のいずれの実施からも7年以上経過していなければ学外長期研修を行うことができない。

(期間)

第3条 学外長期研修の期間は、1年以内の継続した期間とする。

(人数)

第4条 学外長期研修を行う者（以下「研修者」という。）の人数は、次の表の左欄に掲げる職員の所属する学部、研究科又は研究所（以下「学部等」という。）の区分に応じ、1年度において、それぞれ同表の右欄に掲げる人数の範囲内とする。ただし、広島平和研究所については、前年度に学外長期研修を行った者がいる場合及び当年度に学内長期研修を行う者がいるときは対象外とする。

国際学部	1 人以内
情報科学研究科	2 人以内
芸術学部	1 人以内
広島平和研究所	1 人以内

- 2 前項において、研修の期間が年度をまたがる場合は、研修の開始の年度を基準として、研修参加の実績人数を数えるものとする。

(手続)

第5条 学外長期研修を行うことを希望する者は、希望する研修の開始日が属する年度の前年度の6月末までに長期研修申請書を所属する学部等の長に提出しなければならない。

- 2 学部等の長は、前項の申請があったときは、これに意見を付して理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、人事委員会の議を経て、前条に掲げる人数の範囲内で、研修者を決定するものとする。

(給与等)

第6条 学外長期研修期間中においては、研修者は本学の職員としての身分を有し、研修者には給与の全額（支給要件を欠くこととなる諸手当を除く。）を支給するものとする。

- 2 研修者には、公立大学法人広島市立大学旅費規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第55号）に基づき、次に掲げる旅費を支給する。ただし、日当及び宿泊料は支給しない。

- (1) 最初の研修拠点地までの移動に係る旅費
- (2) 最初の研修拠点地から次の研修拠点地までの移動に係る旅費
- (3) 最終の研修拠点地からの移動に係る旅費

- 3 研修者は、学外長期研修期間中に研究を行う場合には、学外長期研修費、教員研究費及び研修者が獲得したその他の研究資金を充当できるものとする。
- 4 前2項において、研修の期間が年度をまたがる場合の旅費等は、それぞれの属する会計年度の予算から執行するものとする。

(代替措置)

第7条 研修者の所属する学部等の長は、学外長期研修期間中の教育等に支障が生じないように、研修者による集中講義又は他の職員による代替措置を講じなければ

ならない。ただし、これらの措置を講じても教育等に支障が生じると見込まれる場合は、全学教務委員会の承認を得て非常勤講師を雇用することができるものとする。

(変更)

第8条 研修者は、研修の計画内容を変更しようとするときは、事前に長期研修変更伺を理事長に提出し、承認を受けなければならない。

(専念義務)

第9条 研修者は、研修期間中は計画に基づき研修に専念しなければならない。ただし、博士課程の教育を担当する研修者にあつては、学外長期研修の実施により、担当する学生の修士号又は博士号の取得等に支障が生じることがないよう特に配慮しなければならない。

(報告)

第10条 研修者は、学外長期研修が終了した日から2週間以内に長期研修成果概要書を理事長に提出しなければならない。

2 研修者は、学外長期研修が終了した日から2か月以内に研修成果を報告会において発表しなければならない。

3 研修者は、学外長期研修が終了した日から2年以内に長期研修成果報告書に、国際あるいは国内ジャーナル、学会誌、紀要、著書その他適当な印刷物を添付して理事長に提出しなければならない。

(帳票)

第11条 この規程で定める帳票の様式は、別に定める。

(学部等以外に所属する職員の取扱い)

第12条 第4条第1項の規定にかかわらず、学部等以外に所属する職員は、その職務の遂行に支障が生じないと認められる場合に限り、その範囲で学外長期研修を行うことができるものとする。この場合においては、前条までの規定を準用する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、学外長期研修に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。